手当て・助成

各種手当

児童手当

問 こども家庭センター（保健センター内） 0125-28-8025

家庭等における生活の安定、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした手当です。

対象者	18歳到達後の最初の年度末までの児童
所得制限	所得制限なし
手当月額	・3歳未満 第1子、第2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ・3歳～18歳到達後の最初の年度末まで 第1子、第2子：10,000円 第3子以降：30,000円
第1子・第2子・第3子の数え方	22歳到達後の最初の年度末までの子を含める ※進学・就職を問わず、お子様を養育していればカウントの対象になります
支給月	2月、4月、6月、8月、10月、12月（各前月までの2カ月分を支給）

手続き

●認定請求（出生・転入時）

出生や転入など新たに受給資格が生じた場合は、15日以内にお住まいの市町村（公務員は勤務先）に「認定請求書」を提出してください。手続きが遅れると、手当てを受け取れない月があります。ご注意ください。

●認定請求に必要なもの

・請求者名義の銀行口座の預金通帳
・マイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類
（マイナンバーカード以外の場合は別途、本人確認が必要です）

※運転免許証やパスポートなど、写真付きのものは1種類、健康保険証や年金手帳などは2種類必要です。
※児童と別居している場合や離婚協議中の場合などはその他の書類も必要です。

※添付書類の用意に時間がかかる場合は、先に認定請求書を提出してください。詳しくはお問い合わせください。

広告





●現況届（毎年6月）

下記に該当する受給者の方のみ「現況届」の提出が必要です。提出については時期になりましたら受給者の方にご案内します。

・配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が滝川市と異なる方
・支給要件児童の戸籍や住民票がない方
・離婚協議中で配偶者と別居されている方
・監護相当・生計費負担についての確認書を提出しており、進学せず就職等するお子様を監護している方。
・法人である未成年後見人、施設等の受給者の方
・その他、滝川市から提出の案内があった方

●額改定請求（養育児童数が増えた時）

出生などで養育児童数が増えたときは、15日以内に「額改定請求書」を提出してください。額改定請求した日の翌月分から手当の額が増額します。手続きが遅れると、手当てを受け取れない月が生じる恐れがありますので、ご注意ください。

●額改定届（養育児童数が減った時）

養育しなくなった児童がいるなど、対象児童の数が減ったときは「額改定届」を提出してください。

●受給事由消滅届（他市町村に転出する時など）

他市町村に転出する時や公務員になった時、児童を養育しなくなった時などは、「受給事由消滅届」を提出してください。

児童手当申請・届出早見表

（添付書類が必要な場合があります。詳しくはお問い合せください）

提出が必要なとき	請求・届出の種類
第1子が生まれた	認定請求書
第2子以上の出生などで対象児童が増えた	額改定認定請求書
毎年6月（一部の受給者）	現況届
他の市町村に住所が変わった	転出する市町村に受給事由消滅届、転入する市町村に認定請求書
受給者が公務員になった	市町村に受給事由消滅届、職場に認定請求書
施設入所などで対象児童が減った	額改定届
施設入所などで対象児童がいなくなった	受給事由消滅届
児童の住所が変わった	住所変更届
受給者や配偶者等児童の個人番号が変わった	個人番号変更等申出書
18歳年度末を迎える児童がおり、4月以降も継続して当該児童に対して経済的負担（生活費や学費）がある方	監護相当・生計費負担についての確認書
短大・専門学校等を卒業する児童がおり、4月以降も継続して当該児童に対して経済的負担（生活費や学費）がある方	

児童扶養手当

問 こども家庭センター（保健センター内）
☎0125-28-8025

対象者

離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（障がいのある場合は20歳未満）の児童を養育している父、母または養育者に支給されます。

支給額

		令和8年4月以降
第1子	全部支給	48,050円
	一部支給	48,040円～11,340円
第2子以降加算額	全部支給	11,350円
	一部支給	11,340円～5,680円

※所得状況によって支給される金額が異なります。
※本人・扶養義務者について、所得制限があります。

支給時期

支給月	支給対象月
5月	3月・4月
7月	5月・6月
9月	7月・8月
11月	9月・10月
1月	11月・12月
3月	1月・2月

特別児童扶養手当

問 福祉課　障がい福祉係　☎0125-28-8022

対象者

20歳未満の精神・知的・身体に一定以上の障がいがあるか長期にわたる安静を必要とする病状をもつ児童を扶養している父母、養育者（父母または養育者について所得制限があります。）

●認定請求に必要なもの
- 指定の診断書（省略できる場合もあります。）
- 住民票（謄本）
- 戸籍（全部事項証明または謄本）
- 認定請求者名義の銀行口座の通帳
- お持ちであれば身体障害者手帳、療育手帳
- 印鑑
- マイナンバーカード

※詳しくはお問合せください。

※祖父母との同居、児童との別居状況等により、その他の書類も必要です。

支給額　障害の程度による

1級～児童1人　58,450円（月額）
2級～児童1人　38,930円（月額）

支給時期

支給月	支給対象となる手当て月
4月	12月・1月・2月・3月
8月	4月・5月・6月・7月
11月	8月・9月・10月・11月

障害児福祉手当

問 福祉課　障がい福祉係　☎0125-28-8022

対象者

重度の障がいがあるため日常生活に常時介護を必要とする20歳未満の方で施設に入所されていない方

支給額

1人　16,560円（月額）

※所得制限があります。
※該当する障がいの程度、認定請求に必要なもの等、詳しくはお問合せください。

軽度・中等度難聴児補聴器購入費用等助成事業

問 福祉課　障がい福祉係　☎0125-28-8022

対象者

以下の①～⑤の全てに該当する児童
①市内に住所を有する満18歳未満の方
②両耳又は片耳の聴力レベルが30デシベル以上で、身体障害者手帳の交付対象外の方
③一時的な聴力低下ではなく、耳鼻咽喉科的治療により聴力が回復する見込みがない方
④補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断する方
⑤他の制度で本事業と同等の助成を受けられない方

助成額

障害者手帳の対象となっている方の補聴器の助成額に準じます。

申請に必要なもの

市が定める医師意見書、見積書等



『それって本当？』子育ての疑問 Q & A

Q おむつは早めにはずした方がいい？

A 子どもの様子を見ながら、あせらずに

脳とからだの発達が進むと自然とはずれていきます。大人の都合を押しつけず、子どもの様子を見ながら、あせらずに進めましょう。



医療費の助成

✿子どもの医療費の助成

問 保険医療課　医療費助成係　☎0125-28-8018

子どもの医療費を助成します。

❁対象者

・滝川市に居住する中学生までの子ども（満15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方）

❁対象医療費

・入院、通院、歯科、調剤、指定訪問看護等

※受診時に、資格確認書等を提示、または電子資格確認の際に受給者証をご提示ください。

※保険適用外診療や入院時の食事代、差額ベッド代、文書料などは助成の対象となりません。

❁自己負担額

・なし

❁所得制限

・なし

❁手続き

・受給者証交付申請（出生・転入時）

市役所1階保険医療課で受給者証の交付申請をしてください。

❁交付申請に必要なもの

・印鑑
・資格確認書等健康保険情報のわかるもの（受給される方の）
・1月1日時点で滝川市に住民登録がない場合は、生計維持者や同じ世帯にいる方全員分のマイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類

❁届出

次の場合は届出が必要です。

・市外転出のとき
・住所、氏名が変わったとき
・加入している健康保険が変わったとき
・受給者証を紛失したとき
・生活保護を受けるようになったとき

✿ひとり親家庭等の医療費の助成

問 保険医療課　医療費助成係　☎0125-28-8018

ひとり親家庭等の医療費を助成します。所得制限や受給条件があります。

❁対象者

・ひとり親家庭の18歳未満の子または18～20歳未満の子を扶養している母または父
・ひとり親家庭の母または父に扶養されている、もしくは両親がいないなどの18歳未満の子（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方）または18～20歳未満の子

※18歳以上の特例～18歳以上の子を扶養している場合は、その子が20歳に達した日の属する月の末日まで助成対象となります。

❁対象医療費と自己負担額

<table>
<tr><th>対象者</th><th>課税区分</th><th>対象医療</th><th>自己負担額</th></tr>
<tr><td>0から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方</td><td>－</td><td rowspan="3">●受給者が子どもの場合
入院・通院
歯科・調剤
指定訪問看護等

●受給者が母か父の場合
入院、
指定訪問看護等</td><td>自己負担なし</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上記以外</td><td>市道民税
非課税世帯</td><td>初診時
一部負担金のみ</td></tr>
<tr><td>市道民税
課税世帯</td><td>※総医療費の1割
※ただし、月額上限があります。
詳しくは、滝川市ホームページをご確認ください。</td></tr>
</table>

※受診時に、資格確認書等を提示、または電子資格確認の際に受給者証をご提示ください。
※保険適用外診療や入院時の食事代、差額ベッド代、文書料などは助成の対象となりません。
※指定訪問看護の療養費の1割（別途月額限度額があります）は助成の対象とはなりません。（ただし、0から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの方は除く）

所得制限

扶養親族数	所得制限限度額
0人	2,360,000円
1人	2,740,000円
2人	3,120,000円
3人	3,500,000円

※所得制限限度額以上の場合は助成対象外

手続き

●受給者証交付申請（出生・転入時）

市役所1階保険医療課で受給者証の交付申請をしてください。

交付申請に必要なもの

・印鑑
・資格確認書等健康保険情報のわかるもの（受給される方の）
・戸籍謄本（児童扶養手当を受給されている方は必要ありません）
・1月1日時点で滝川市に住民登録がない場合は、生計維持者や同じ世帯にいる方全員分のマイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類

届出

次の場合は届出が必要です。

・ひとり親家庭でなくなったとき
（婚姻、配偶者に準じる方との同居や扶養関係の成立、子の就職）
・市外転出のとき
・住所、氏名が変わったとき
・加入している健康保険が変わったとき
・受給者証を紛失したとき
・生活保護を受けるようになったとき

重度心身障害児（者）の医療費の助成

問 保険医療課　医療費助成係　☎0125-28-8018

重度心身障がいのあるお子さんが病院などにかかったときの医療費の一部を助成します。所得制限や受給条件があります。

対象医療費と自己負担額

対象者	課税区分	対象医療	自己負担額
0から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方	−	入院・通院 歯科・調剤 指定訪問 看護等	自己負担なし
上記以外	市道民税 非課税世帯		初診時 一部負担金のみ
	市道民税 課税世帯		※総医療費の1割 ※ただし、月額上限額があります。 詳しくは、滝川市ホームページをご確認ください。

※受診時に、資格確認書等を提示、または電子資格確認の際に受給者証をご提示ください。
※保険適用外診療や入院時の食事代、差額ベッド代、文書料などは助成の対象となりません。
※指定訪問看護の療養費の1割（別途月額限度額があります）は助成の対象とはなりません。（ただし、0から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの方は除く）

所得制限

扶養親族数	所得制限限度額
0人	6,287,000円
1人	6,536,000円
2人	6,749,000円
3人	6,962,000円

※所得制限限度額以上の場合は助成対象外

手続き

●受給者証交付申請
（転入時・障害者手帳交付時）

市役所1階保険医療課で受給者証の交付申請をしてください。

交付申請に必要なもの

・印鑑
・資格確認書等健康保険情報のわかるもの（受給される方の）
・重度心身障害者証明（障害者手帳・療育手帳）
・1月1日時点で滝川市に住民登録がない場合は、生計維持者や同じ世帯にいる方全員分のマイナンバーカードまたはマイナンバーのわかる書類

届出

次の場合は届出が必要です。

・重度心身障害者でなくなったとき
・市外転出のとき
・住所、氏名が変わったとき
・加入している健康保険が変わったとき
・障害の程度が変わったとき
・受給者証を紛失したとき
・生活保護を受けるようになったとき

未熟児養育医療制度

問 こども家庭センター（保健センター内）
☎0125-28-8025

未熟児（体重が2,000g以下）で生まれ、指定医療機関で入院治療を受ける必要が生じた場合にその治療に必要な医療費の一部を助成します。

育成医療費助成

問 福祉課　障がい福祉係
☎0125-28-8022

身体に障がいのある児童、又は治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる児童が、その機能を回復するための手術などにかかる医療費を助成します。

指定された病気を持つ児童の医療給付制度

問 滝川保健所　☎0125-24-6201

※適切な医療と費用に援助があります。



「それって本当？」子育ての疑問 Q & A

Q 日光浴をさせないとビタミンDが不足する病気になる？

A 「日光浴」から外の空気に慣れさせる「外気浴」へ

大人よりも肌の薄い赤ちゃんへの「長時間紫外線を浴びることへの影響」が考慮され、日光を浴びさせる目的の「日光浴」から、外の空気に慣れさせる「外気浴」へと変化しています。また今は栄養豊富な粉ミルクも多く、ビタミンD不足もあまりなくなってきました。

